



職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年12月25日

長野県人事委員会委員長 市村次夫
長野県人事委員会規則第10号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号中「6号俸」を「5号俸」に改め、同条第3項中「第1項第2号及び第3号」を「第1項各号」に、「同項第2号」を「同項第1号中「5号俸以上」とあるのは「4号俸以上」と、同項第2号に改める。

(職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年長野県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第11項第1号中「100分の16」を「100分の17」に改め、同項第2号中「100分の13」を「100分の14」に改める。

附則第12項中「100分の13」を「100分の14」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年1月1日及び平成22年1月1日における職員の昇給の号俸数の特例)

2 平成21年1月1日及び平成22年1月1日において、職員を第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則（以下この項及び第4項において「改正後の規則」という。）第28条第1項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、同条の規定にかかわらず、改正後の規則第26条の規定による勤務成績の実証に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。この場合において、改正後の規則第28条第1項に規定する高齢層職員（以下この項において「高齢層職員」という。）で第3号に掲げる職員に該当するもの及び第3号に掲げる職員（高齢層職員を除く。）で任命権者が昇給させることができないと認めるものは、昇給しない。

(1) 勤務成績が特に良好である職員 4号俸以上（高齢層職員にあっては、2号俸以上）

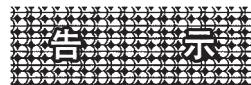
(2) 勤務成績が良好である職員 3号俸（高齢層職員にあっては、1号俸）

(3) 勤務成績が良好であると認められない職員 2号俸以下

3 平成20年1月1日後に新たに職員となったもの又は同日後に第1条の規定による改正前の職員の給与に関する規則第21条第3項、第24条第3項若しくは第32条の規定により号俸を決定された職員の新たに職員となった日又は号俸を決定された日の後の最初の昇給日における昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（人事委員会が別に定める職員にあっては、人事委員会が別に定める号俸数）とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零になる職員は、昇給しない。

4 改正後の規則第28条第3項に規定する職員に対する附則第2項各号の規定の適用については、同項第1号中「4号俸以上」とあるのは「3号俸以上」と、同項第2号中「3号俸」とあるのは「2号俸」と、同項第3号中「2号俸以下」とあるのは「1号俸」とする。

人事委員会事務局



長野県告示第679号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県県民文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第680号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県伊那文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第681号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松本文化会館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第682号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田創造館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第683号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県佐久創造館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社フードサービスシンワ

(2) 主たる事務所の所在地

南佐久郡小海町大字千代里2392番地1

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

生活文化課

長野県告示第684号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社東急コミュニケーションズ

(2) 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

人権・男女共同参画課

長野県告示第685号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
金子益人	長野県松本市会田594番地の1	平成20年12月8日

税務課

長野県告示第686号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県社会福祉総合センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

ビジニナルグループ

(2) 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市赤穂14616番地200

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

地域福祉課

長野県告示第687号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県西駒郷の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里七丁目1番7号

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

障害福祉課

長野県告示第688号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県障害者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人長野県社会福祉事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里七丁目1番7号

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

障害福祉課

長野県告示第689号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県聴覚障害者情報センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社会福祉法人長野県聴覚障害者協会

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字下駒沢586番地

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

障害福祉課

長野県告示第690号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県佐久勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

佐久市

(2) 主たる事務所の所在地

佐久市中込3056番地

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第691号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

飯田市

(2) 主たる事務所の所在地

飯田市大久保町2534番地

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第692号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松本勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

松本市

(2) 主たる事務所の所在地

松本市丸の内3番7号

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第693号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県伊那勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

伊那市

(2) 主たる事務所の所在地

伊那市下新田3050番地

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第694号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県中野勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

中野市

(2) 主たる事務所の所在地

中野市三好町一丁目3番19号

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第695号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県木曽勤労者福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

上松町

(2) 主たる事務所の所在地

木曽郡上松町駅前通り2丁目13番地

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第696号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県戸倉野外趣味活動センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

千曲市

(2) 主たる事務所の所在地

千曲市大字杭瀬下84番地

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

労働雇用課

長野県告示第697号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県営総合射撃場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社団法人長野県猟友会

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字中御所30番地16

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

長野県告示第698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年1月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 道路の種類 県道

2 路線名 岡谷茅野線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪市大字湖南字水戸代1518番の2地先から諏訪市大字湖南字湯田1545番の6地先まで	旧	m 8.0～11.0	km 0.0820
同上	新	m 8.0～37.0	km 0.0820

道路管理課

長野県告示第699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年1月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 418号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡天龍村神原700番の3地先から下伊那郡天龍村神原700番の11地先まで	旧	m 8.9~18.2	km 0.0846
同上	新	m 8.9~18.2 5.0~22.8	km 0.0846 0.0803

2 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 418号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡壳木村1260番の1地先から下伊那郡壳木村1番の161地先まで	旧	m 4.6~48.2	km 1.0354
同上	新	m 4.6~48.2 13.0~68.8	km 1.0354 1.0700

3 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 米川飯田線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市龍江8031番の11地先から飯田市龍江8019番の2地先まで	旧	m 6.0~8.5	km 0.1222
同上	新	m 9.2~13.8	km 0.1222

道路管理課

長野県告示第700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年1月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 美麻八坂線
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
大町市八坂8000番の7地先から大町市八坂8000番の9地先まで	旧	m 4.0~7.0	km 0.0963
同上	新	m 12.5~40.0	km 0.0971

道路管理課

長野県告示第701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年1月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 403号
(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市松代町清野字河原新田9番の1地先から長野市松代町岩野字川式1504番の1地先まで	旧	m 13.0~16.2	km 0.2020
同上	新	m 13.0~23.6	km 0.2020

- 2 (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 松代篠ノ井線
(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市篠ノ井東福寺字道島3311番の4地先から長野市篠ノ井東福寺字中組前2375番の11地先まで	旧	m 4.5~16.0	km 1.3353
同上	新	m 4.5~31.4 13.6~44.8	km 1.3353 1.5758

道路管理課

長野県告示第702号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年1月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 岡谷茅野線
 2 供用を開始する区間
 　諏訪市大字湖南字水戸代1518番の2地先から
 　諏訪市大字湖南字湯田1545番の6地先まで
 3 供用を開始する期日 平成21年1月5日

道路管理課

長野県告示第703号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年1月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 (1) 路線名 418号
 (2) 供用を開始する区間
 　下伊那郡天龍村神原700番の3地先から
 　下伊那郡天龍村神原700番の11地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成20年12月25日
- 2 (1) 路線名 米川飯田線
 (2) 供用を開始する区間
 　飯田市龍江8031番の11地先から
 　飯田市龍江8019番の2地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成20年12月25日

道路管理課

長野県告示第704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年1月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 美麻八坂線
 2 供用を開始する区間
 　大町市八坂8000番の7地先から
 　大町市八坂8000番の9地先まで
 3 供用を開始する期日 平成20年12月25日

道路管理課

長野県告示第705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成21年1月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 松代篠ノ井線
 2 供用を開始する区間
 　長野市篠ノ井東福寺字前久保2332番の5地先から
 　長野市篠ノ井東福寺字中組前2375番の11地先まで
 3 供用を開始する期日 平成20年12月29日

道路管理課

長野県告示第706号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害警戒区域の名称
 　越（1）及び越（2）
 2 指定の区域
 　長野市及び千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第707号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
 　越（1）及び越（2）
 2 指定の区域
 　長野市及び千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
 　別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第708号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県松本平広域公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

TOY BOX

(2) 主たる事務所の所在地

松本市大字島立635番地1

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

都市計画課

都市計画課

長野県告示第709号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県風越公園（長野県飯田創造館を除く。）の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

飯田市

(2) 主たる事務所の所在地

飯田市大久保町2534番地

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

都市計画課

都市計画課

長野県告示第710号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県駒場公園（長野県佐久創造館を除く。）の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

佐久市

(2) 主たる事務所の所在地

佐久市中込3056番地

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

都市計画課

都市計画課

長野県告示第711号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県若里公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

社団法人長野シルバー人材センター

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字鶴賀西鶴賀町1481番地1

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

都市計画課

長野県告示第712号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県飯田運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

飯田市

(2) 主たる事務所の所在地

飯田市大久保町2534番地

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

都市計画課

長野県告示第713号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県南信州広域公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社うるぎホーブ

(2) 主たる事務所の所在地

下伊那郡壳木村1821番地3

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

都市計画課

長野県告示第714号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地について次のとおり変更の届出がありました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 届出者の名称及び住所

財団法人長野県建築住宅センター

長野市篠ノ井御幣川306番地1

2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(変更前) 長野市大字南長野字宮東426番地1

長野県建築土会館内

(変更後) 長野市大字鶴賀字苗間平1605番14

3 変更しようとする年月日

平成21年1月5日

建築指導課

スポーツ課

長野県告示第715号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県長野運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

長野市

(2) 主たる事務所の所在地

長野市大字鶴賀緑町1613番地

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

スポーツ課

長野県告示第716号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県伊那運動公園の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

伊那市

(2) 主たる事務所の所在地

伊那市下新田3050番地

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

スポーツ課

長野県告示第717号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県白馬ジャンプ競技場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県知事 村井 仁

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

白馬村

(2) 主たる事務所の所在地

北安曇郡白馬村大字北城7025番地

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

スポーツ課

長野県教育委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県信濃美術館の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県教育委員会

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

財団法人長野県文化振興事業団

(2) 主たる事務所の所在地

長野市若里一丁目1番3号

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

文化財・生涯学習課

長野県教育委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県営上田野球場の指定管理者を次のとおり指定しました。

平成20年12月25日

長野県教育委員会

1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

上田市

(2) 主たる事務所の所在地

上田市大手一丁目11番16号

2 指定期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

スポーツ課

長野県警察本部告示第67号

平成16年長野県警察本部告示第48号（長野県警察本部の発注する自動車保管場所現地調査業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格）の一部を次のように改正し、平成20年12月25日から施行します。

平成20年12月25日

長野県警察本部長 小谷 渉

第2第1号中「長野県警察関係公益法人又は」を削る。

交通規制課